

女満別空港事業継続計画(A2-BCP)

令和3年3月

北海道エアポート株式会社



Hokkaido
Airports

【はじめに】	-----	3	
【用語の定義】	-----	4~5	
第1章 総則	-----	6	
1. 「A2-BCP」とは	-----	6	
2. 関係機関における「個別BCP」との関係	----	6	
第2章 「A2-BCP」の内容	-----	7	
1. 被害想定	-----	7	
2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定	----	8	S-Plan
3. 「AP-HQ」の設置	-----	8~11	4-5. 電力供給機能 ----- 17~18
4. 全ての空港において策定すべき計画	----	12	4-6. 通信機能 ----- 19
B-Plan (Basic Plan: 基本計画)			4-7. 上下水道機能 ----- 20
4-1. 滞留者対応計画	-----	12~14	4-8. ガス供給機能 ----- 20
4-2. 空港閉鎖の決定	-----	15	4-9. 燃料供給機能 ----- 21
4-3. 空港閉鎖の対応と空港閉鎖解除	---	15	4-10. 空港アクセス機能 ----- 22
4-4. 早期復旧計画	-----	16	5. 当該空港の利用状況や位置づけを 踏まえ必要に応じて策定する計画 ----- 23
			5-1. 非常時における発着調整計画 ----- 23
			6. 外部機関との連携 ----- 24
			7. 情報発信 ----- 25
			8. 訓練計画 ----- 26
			9. 各施設の担当部署と技術者の 配置状況 ----- 27

これまで、網走管内女満別地区は、地震災害は、比較的少ない地域ではあるが、災害記録では、大雨による網走川、網走湖の浸水、何度かの暴風雪による被害、特に平成16年1月道東、網走管内の大雪災害で、3日間の空港封鎖や交通機関の麻痺等が発生している。

他方、平成30年9月に発生した台風21号や北海道胆振東部地震は、関西国際空港や新千歳空港の機能に支障を及ぼし、国民経済や国民生活に多大な影響を与えました。このことを踏まえ、国土交通省航空局は、平成30年10月に「全国主要空港における大規模自然災害対策に関する検討委員会」を設置し、平成31年4月に「災害多発時代に備えよ！！～空港における「統括的災害マネジメント」への転換～」をとりまとめました。

これにより、全国の空港関係者が「統括的災害マネジメント」の考え方を共有するとともに、空港の関係機関が個別に対応するのではなく、空港全体として一体となって対応していくための計画として、各空港において「A2(Advanced/Airport)－BCP」を策定することが盛り込まれ、自然災害に強い空港づくりを目指していくこととなり、全国の主要空港等で「A2－BCP」の策定が進められています。

女満別空港における「A2－BCP」は、空港利用者の安全・安心の確保を目的とした「滞留者対応計画」及び航空ネットワークを維持するための滑走路・旅客ターミナルビル等の空港施設の「早期復旧計画」からなる基本計画(B-Plan)に加え、当空港を機能させるために必須となる「燃料」「空港アクセス」といった機能別対応計画(S-Plan)を策定し、関係機関の役割分担を明確化し、これを共有することで、自然災害発生時に関係機関が一体となって迅速な対応をすることを目指すものです。

【用語の定義】

(1) BCP (Business Continuity Plan)

企業が、テロや災害、システム障害や不祥事といった危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策を用意し、生き延びることができるようにしておくための戦略を記述した計画書をいう。

(2) A2 (Advanced/Airport) - BCP (Business Continuity Plan)

国土交通省航空局が、「自然災害発生に限定した観点で空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化したもので、「B-Plan (Basic-Plan: 基本計画)」、「S-Plan (Specific-functional-Plan: 機能別の喪失時対応計画)」等により構成され、全ての空港利用者(滞留者)の安全・安心の確保、背後圏の支援、航空ネットワークの維持を目的として、空港事業所ごとに策定するとともに、関係機関が個別に策定するBCP(個別BCP)と連動し、空港の事業継続を目指すことをいう。

(3) 非常時

HAPリスク管理規程第8条第1項に定める事象をいう。

(4) HQ (Headquarters: 対策本部)

自然災害等の非常事態発生時に設置される「空港対策本部」をいう。「本部長」を現場の意思決定者とし、全ての関係機関を統括する組織としてHAP空港事業所に「空港対策本部(以下「AP-HQ (Airport-Headquarters)」という。)」を設置する。

(5) 「HQ」事務局

「HQ」の設置(構成員の招集)や運営等の事務を担う組織であり、自然災害等の非常事態発生が予測される場合は、タイムラインにより事前に「HQ」を設置し、被害軽減策の実施及び関係機関等への連絡(第一報)を行う。女満別空港には「AP-HQ」をHAP本社には「I-HQ」を設置する。

(6) B-Plan (Basic Plan: 基本計画)

空港利用者の安全・安心の確保を目的とした「滞留者対応計画」と、航空ネットワークを維持するための滑走路等の空港施設の「早期復旧計画」で構成され、S-Plan とともに「HAP危機管理規程(関係条文は、別添「HAP危機管理規程条文(抜粋)」を参照)」の基本となる計画であり、HAP空港事業所ごとに作成する。

(7) S-Plan (Specific-functional Plan: 機能別の喪失時対応計画)

空港を機能させるために必須となる5つの機能別(「電力供給」、「通信」、「上下水道」、「燃料供給」、「空港アクセス」)の喪失時対応計画であり、B-Plan とともにHAP空港事業所ごとに作成する。

(8) TEC-FORCE (Technical Emergency Control FORCE)

大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、2008年4月に国土交通省に創設された「緊急災害対策派遣隊」をいう。大規模な自然災害等に際して、被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑に実施し、全国の各地方整備局、地方航空局、地方運輸局等の職員が活動する。

(9) 関係機関

空港事業所、東京航空局の空港事務所、空港内事業者、復旧工事を行う民間事業者、救急・救命活動を担う機関、関係自治体、自衛隊、警察、アクセス交通事業者等、被害の軽減及び非常事態対処能力の維持、向上に関わる可能性がある組織・事業者をいう。

(10) 空港

HAP管理の7空港(新千歳、旭川、稚内、釧路、函館、帯広、女満別)をいう。

(11) 空港機能

空港の滑走路等の基本施設、旅客ターミナルビル等の空港施設及び空港アクセス等、空港の運営に必須となる施設等の機能をいう。

(12) 空港内事業者

ビル施設事業者、空港の航空会社、貨物運送事業者、グランドハンドリング事業者、燃料供給事業者等をいう。

(13) 個別BCP

関係機関が専門的知見をもって個別に策定するBCP、関係機関が自らの行動計画を定めたものであり、「HAP危機管理規程」と一体となって当該空港における事業継続に向けた取組をなす計画。

(14) 統括的災害マネジメント

災害時及び準備段階において、HAP本社においてはI-HQ本部長の統括の下、HAP空港事業所においてはAP-HQ本部長の下、関係機関等が一体となって対応することをいう。

(15) 滞留者

自然災害発生時に空港に留まると想定される航空旅客をはじめとした全ての空港利用者を指し、近隣からの避難者(空港への流入者)等も含む。なお、滞留者数の把握にあたっては、空港内の従業員も含む。

(16) ノータム (NOTAM: Notice to Airmen)

航空保安諸施設、業務、方式及び航空に危険を及ぼすもの等の設定、状態又は変更に関する情報で、書面による航空情報(時機を得た提供が不可能な場合に通信回線及びインターネットにより配布される。)

(17) 発着調整(非常時を含む。)

自然災害発生時又は空港施設等の障害により、空港の発着容量(スロット)に制限が生じた場合、通常の航空会社の発着枠(スロット)の運用が困難となるため、発着枠の低減が必要となる空港において、発着枠(スロット)の配分計画を策定するため、「HAP女満別空港事業所」と航空会社等が連携して行うスポットの調整

(18) AP-HQ本部長

HAP空港事業所における「空港対策本部」の長(空港事業所長)

(19) リエゾン: フランス語 (Liaison) で「つなぐ」の意味

国土交通省の「災害対策現地情報連絡員」の呼称、自然災害が発生した場合等において、国から被災地に派遣され、国との情報伝達の円滑化を図り、適切な災害対応を行う上で役立つ情報提供や助言を実施する者

(20) 空港施設

航空法(昭和27年法律第231号)等において、航空保安施設(航空保安無線施設等)、空港土木施設(滑走路、誘導路、エプロン及び着陸帯等)及び旅客ターミナルをいう。

表1 空港施設の種類及び主な構造物

空港施設の種類	主な構造物
航空保安施設	航空保安無線施設(電波により航空機の航行を援助するための施設)、航空灯火(灯光により航空機の航行を援助するための施設)等
空港土木施設	滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路・駐車場、空港用地(のり面、排水施設、護岸)、重要な構造物等
旅客ターミナル	—

(注) 1 航空法等に基づき国土交通省が作成

2 「重要な構造物」とは、橋梁、擁壁、各種カルバート及び共同溝等をいう。

(21) 基本施設

滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンをいう。

なお、基本施設の他、過走帯、滑走路端安全区域、誘導路帯、GSE通行帯等、飛行場標識施設を含め、基本施設等という。

(22) DMAT(ディーマット: Disaster Medical Assistance Team)

全国の医療機関に登録されている「災害派遣医療チーム」

(23) 情報(Intelligence)

情報資料(Information)を収集し処理(集計・分類・比較・評価・判定)して得られた知識を情報(Intelligence)という。

情報とは、本部長の状況判断と決心の根底を成す最も重要な資料(情報)を得るための活動の流れをいい、次の五段階で行われる。

- ① 情報の要求 (Intelligence requirement)
- ② 情報資料の収集 (Information gathering)
- ③ 情報資料の処理 (Information processing)
- ④ 情報の作成 (Intelligence production)
- ⑤ 情報の配布 (Intelligence dissemination)

(24) 空港管理者

空港法第4条及び5条に規定される、空港の設置及び管理を行う者。

1. 「A2-BCP」とは

国土交通省航空局が、「自然災害発生に限定」した観点で空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化したもので、「B-Plan(Basic-Plan:基本計画)」、「S-Plan(Specific-functional-Plan:機能別の喪失時対応計画)」等により構成され、全ての空港利用者(滞留者)の安全・安心の確保、背後圏の支援、航空ネットワークの維持を目的として、空港事業所ごとに策定するとともに、企業が、テロや災害、システム障害や不祥事といった危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策を用意し、生き延びることができるようにしておくための戦略を記述した計画書の作成、関係機関が個別に策定するBCP(個別BCP)と連動し、空港の事業継続を目指すことをいう。

2. 関係機関における「個別BCP」との関係

各関係機関が、専門的知見をもって自らの行動計画を個別に策定された業務継続計画「個別BCP」と、空港関係者が一体となって大規模自然災害等に備え、空港の機能維持・被災復旧に向けた対応を可能とするために作成した空港業務継続計画「A2-BCP」と一体となって取組をなすものと位置づけ、空港全体として有する資源を効果的かつ最大限に活用するため「個別BCP」と「A2-BCP」は連動する関係にある。

	各関係機関個別の業務継続計画 「個別BCP」	「A2-BCP」
主体	各関係機関	AP-HQ
目的	自然災害の発生に備え、人員やライフラインなどが制約された状況下で、非常時優先業務を特定するとともに業務継続のための業務資源の確保、配分等について必要事項を定め、業務レベルの向上を図る。	上記 第1章.1のとおり

1. 被害想定

(1) 暴風雪

① 想定規模

- ・オホーツク管内(大空町)に暴風雪警報、大雪警報発令
- ・積雪90cm以上

大空町地域防災計画(平成29年9月)北見市地域防災計画より引用する。
(オホーツク管内、平成16年1月、最深積雪171cmを記録)

② 被害状況

- ・暴風雪により、空港アクセス道路が全て通行止め
- ・大雪や暴風雪による視界不良等により航空機の離着陸が出来ず、定期便が全て欠航
- ・公共交通機関である空港連絡バスが運休する。
- ・気象警報が引き続き発表されており、天候回復の見込みが無い。
- ・電力配電線の着雪や切断等で北海道電力から供給が停止
- ・通信線への着雪や切断等で通信回線が断絶
- ・雪害による携帯基地局の故障が発生し携帯回線が不通になる。
- ・滑走路、誘導路、エプロン等の空港基本施設及び無線施設等は積雪状態となり、視界不良等により制限区域へ進入が不能となり、ランウェイチェック、SI、除雪作業ができなくなる。
- ・旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員の滞留者が発生する。

なお、大空町地域防災計画の女満別地区における災害記録では、大雨による網走川、網走湖の浸水や何度かの暴風雪が主に記載されており、地震災害等の記載は無い。

特に大きなものは、平成27年の空港滞留者が発生した暴風雪による災害である。

女満別空港は大空町市街地より標高が高く水害の可能性は非常に少ないが、冬期における暴風雪は頻繁に発生している事象であり、今後も被害が起き得る可能性は多々あるため暴風雪による自然災害についてのみ想定を行う。

2. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

(1) 滞留者(空港内に避難した周辺住民を含む)の安全・安心の確保

自然災害発生後、空港へのアクセスが途絶えたとしても、空港内に滞在することが可能な滞留者(約300人)の安心安全を確保

(平成27年2月に暴風雪が発生した時間帯 15時頃の想定約264人)

- ・発生後も、可能な限りの電源供給を行い、サービスレベルを維持
- ・空港内に残っている空港利用者が空港外に連絡する手段(携帯電話、Wi-Fi)を確保

(2) 早期復旧

- ・気象が回復後直ちに運用再開を目指す。
- ・天候回復後、約4時間以内(状況に応じて対処)に民間航空機の運航が可能になるように除雪作業や施設点検を実施する。

3. 「AP-HQ」の設置

(1) 「AP-HQ」の設置

- ・女満別空港では、暴風雪による自然災害について設置基準に該当する場合は速やかに「AP-HQ」を設置する。

なお、「AP-HQ」の事務局はHAP女満別空港事業所とする。

(2) 「AP-HQ」設置基準

- ・気象警報が発令される見込みで、航空機の欠航が予想される場合
- ・その他HAP女満別空港事業所長が必要と判断した場合

(3) 「AP-HQ」の設置場所

- ・空港対策本部の設置場所は、HAP女満別空港事業所危機管理室とし、細部は、女満別空港事業所危機管理処理要領による。

(4)「AP-HQ」の構成

- ・「AP-HQ」の構成は別表（「AP-HQ（空港対策本部）」の設置イメージ）の通りで、本部長をHAP女満別空港事業所長、副本部長をオホーツク総合振興局網走建設管理部維持管理課主幹もしくは主幹の指名するものとする。
- ・現場の意思決定者は本部長とし、本部長不在の場合の代行順位は、①HAP女満別空港事業所運用部長、②HAP女満別空港事業所リーダーとする。

(5)「AP-HQ」の役割

「AP-HQ」は、次の事項を行う。

1)「AP-HQ」の決定に係る事項

- ①自然災害に関する情報収集、記録・整理、関係機関等への発信
- ②被害状況に基づく対応方針の決定及び計画実行の判断
- ③被災・復旧状況に応じた外部機関への各種要請
- ④運航状況の把握

2)「AP-HQ」と関係機関との情報共有

- ・「AP-HQ」は、北海道、オホーツク総合振興局網走建設管理部、大空町と連携を図るため、空港の被害状況、空港滞留者及び空港への避難者の状況を関係機関等より情報収集を行い、把握後に、北海道、オホーツク総合振興局網走建設管理部、大空町、東京航空局女満別空港出張所と情報共有する。
- ・オホーツク総合振興局網走建設管理部等と連携して、空港アクセス道路の閉鎖、開通の情報を把握する。
- ・空港対策本部の情報共有は、メーリングリストにより実施する。通信機能喪失時は、衛星電話を使用する。

自然災害
発生直後

- 関係機関において、死傷者の有無、航空機の現状、運航状況等を把握し、事務局に情報を報告。
- 事務局は国土交通省航空局に連絡(第一報は15分以内)
- 関係機関において、運航再開のための機能復旧に要する時間等を整理。
- 設置基準に基づき「AP-HQ」を設置(事務局から各構成員に招集の連絡)。

[45分後]
構成員招集
(コアメンバー)

- 対応方針の決定
 - ・傷病者を含む滞留者への対応、空港外への避難の要否
 - ・滑走路等の空港施設の復旧、運航再開の見通し
 - ・広報の方針の決定
 - ・「AP-HQ」の構成員(コアメンバー)を招集
 - ・関係機関の対応(役割分担)を確認
 - ・外部機関へ各種要請

[60分後]
構成員招集
(関係機関)

- 対応方針と役割分担を確認後、対応方針の決定に必要な関係機関のみ参集

「A2-HQ(空港対策本部)」の設置イメージ

参集トリガー：HAP女満別空港事業所長の意思決定により設置する

・本省航空局危機管理室
・オホーツク総合振興局

施設修繕工事等に係わる協力会社

東京航空局：
TEC-FORCE(リエゾン等)

コ
ア
メ
ン
バ
ー

- HAP女満別空港事業所(空港管理者＝空港全体の統括マネジメント)
本部長：HAP女満別空港事業所長(意思決定権限)
※本部長不在の場合の代行順位
①HAP女満別空港事業所運用部長、②HAP女満別空港事業所リーダー
- オホーツク総合振興局(副本部長)
※副本部長はオホーツク総合振興局網走建設管理部維持管理課主幹もしくは主幹の指名するもの。
- CAB：東京航空局女満別空港出張所(対策本部へ職員を派遣)
- 空港ビル：女満別空港ビル(株)(対策本部へ職員を派遣)

- 気象：新千歳航空測候所女満別航空気象観測所
- 警察：空港警備派出所
- 燃料供給：熱原輸送(株)(日本航空(株))
- 空港警備・消防：(株)セノン、(一財)めまんべつ産業開発公社
- CIQ(税関・入管・検疫)：必要に応じて釧路空港から出張してもらう
- 航空会社：日本航空(株)・全日本空輸(株)／(株)AIRDO
グランドハンドリング：日本通運(株)・三ツ輪エアサービス(株)

- 電力：北海道電力(株)網走営業所
- 通信：NTT東日本北海道支店
- 上下水道：大空町水道局
- 警察：北海道警察北見方面本部、美幌警察署、網走警察署
- 消防：北見・網走地区組合消防本部、美幌・津別広域事務組合消防本部
- 道路：網走建設管理部(国道39号線・道道64号・道道女満別空港線)
- 交通アクセス：北海道運輸局北見運輸支局・北海道バス協会・北海道ハイヤー協会

空
港
対
策
本
部

相
互
連
携

4. 全ての空港において策定すべき計画

B-Plan (Basic Plan: 基本計画) (訪日外国人旅行者への対応を含む)

4-1. 滞留者対応計画

(1) 被害想定

- ・暴風雪により、空港アクセス道路が全て通行止め。
- ・大雪や暴風雪による視界不良等のため航空機の離着陸が出来ず、定期便が全て欠航
- ・公共交通機関である空港連絡バスが運休する。
- ・暴風雪により、機能停止の可能性がある設備について、今後、関係機関との検討を行う。
- ・ターミナルビルに旅客等の滞留者が発生した場合の対応

旅客等の滞留が発生した場合は、ビル内に滞留者の休憩場所を設け、対応体制を取ることとし、関係機関は、次に定める業務区分に基づき、相互に協力して対応にあたるものとする。なお、関係機関における対応状況は、速やかにHAP女満別空港事業所へ情報提供するものとする。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した滞留者対応を行う。

(2) 行動目標

- ・空港内の滞留者(約300名)に対して、運航情報、道路閉鎖状況の情報周知
- ・滞留者の収容場所を設定し、10時間滞在可能な備蓄品(毛布、食料)を確保。なお、食料確保については関係機関(空港内)と連携して対応するものとする。
- ・通信環境の確保、Wi-Fi環境、コンセントプラグ等の携帯電話の充電環境を提供

(3) 役割分担

＜関係機関の役割分担＞

機関名	業務分担内容
HAP女満別空港事業所	①関係機関との連絡・調整 ②東京航空局等との連絡・調整(情報収集、滞留者数確認、整理及び記録) ③マスコミ報道対応 ④外部への支援物資の援助要請 ⑤体調不良者や負傷者が出た場合の消防等への救援要請 ⑥空港ビル及びエアラインからの応援要請への支援協力 ⑦空港基本施設の維持管理
オホーツク総合振興局 (副本部長)	①自衛隊、TEC-FORCEなどへの支援要請(本部長依頼による) ②オホーツク総合振興局との連絡調整 ③「AP-HQ」会議出席及び運営支援
東京航空局 女満別空港出張所	①滞留事案に関する必要な情報収集と情報提供(助言) ②国の関係機関との連絡調整 ③空港ビルからの応援要請への支援協力 ④従業者のHAP女満別空港事業所への人員報告
新千歳航空測候所女満別航空気象観測所	①従業者のHAP女満別空港事業所への人員報告
女満別空港ビル(株)	対策本部やエアラインの要請に応じ下記の内可能な対応を行う。 ①テナント、レストランの営業に関する対応 ②滞留者への休憩スペースの設営・提供 ③滞留者への情報提供。(災害関連・周辺交通情報等) ④空港ビルの管理 ⑤滞留者への資材提供(※エアラインと調整) ⑥滞留者への通信手段(携帯電話用電源、Wi-Fi等)の確保 ⑦空港関係者への人員の応援要請 ⑧滞留者数の女満別空港事業所への報告 ⑨従業者の女満別空港事業所への人員報告
エアライン	①旅客等滞留者への資材提供(※空港ビルと調整) ②定期便の運航調整、貸し切りバス等の調整手配 ③定期便の運航情報の提供(関係者及び空港利用者) ④空港ビルからの応援要請があった場合の支援協力 ⑤滞留者(旅客)数の報告 ⑥従業者のHAP女満別空港事業所への人員報告
北海道警察 空港派出所	①従業者のHAP女満別空港事業所への人員報告 ②空港ビル内の警備、必要に応じ情報提供
その他関係機関 (委託業者含む)	①空港ビルからの応援要請への支援協力 ②従業者のHAP女満別空港事業所への人員報告

滞留者対応計画3

(4)ターミナルビル内に空港利用者等の滞留者が発生した場合の対応

- ・AP-HQ事務局長は、女満別空港ビル株式会社へ滞留者対応について依頼する。
- ・ターミナルビル内に空港利用者等の滞留者が発生した場合は、ビル内施設を開放し、非常事態体制をとるため、関係機関は協力して対応にあたる。
- ・対応職員は関係機関の判断によるが、最大限の協力を行うこととする。
- ・滞留者の把握及び感染症環境下の対応について、今後、関係機関と協議し、要領等を検討する。

〈空港対策本部:タイムテーブル〉

	15分	30分	1時間	2時間	4時間	6時間	8時間	10時間	以上
HAP 女満別空港事業所	状況確認 第1報	対策本部設	連絡・調整（基本施設維持管理）						
女満別空港ビル(株)			避難者の把握（滞留者・要支援者の対応）		Wi-Fi、携帯充電環境等（通信手段の確認） テナント、レストランの営業確認		備蓄品の供給（毛布） 確認、準備、必要になった場合に配布		管内情報提供対策本部と連携
		庁舎非常電源の確認・維持							
航空輸送事業者 (航空会社) (グラント・ハント・リンク)		乗員、乗客リスト作成	空港内滞留者数の把握		空港内滞留者数の報告		定期便の運航調整		定期便運航情報の提供
		合同対策本部へ参加							

4-2. 空港閉鎖の決定

(1) 空港閉鎖は、下記基準がすべて満たされている場合に実施する。

- ① 悪天候等によりエアラインの定期便等の欠航が決定されている場合
- ② 公共交通機関(バス)の運休等が決定されている場合
- ③ アクセス道路(国道39号・道道64号女満別空港線等)の閉鎖が予定されている場合
- ④ 気象警報が引き続き発表されており、運用時間内の天候の回復の見込みがない場合
- ⑤ 空港ターミナルビル内に空港利用者等の滞留者がいない場合(気象・アクセス状況による)
・その他、HAP女満別空港事業所所長が必要と認める場合

(2) 空港閉鎖の決定は、「自然災害による飛行場閉鎖に関する申し合わせ」に基づき決定する。

4-3. 空港閉鎖の対応と空港閉鎖解除

(1) 関係機関は、連絡要員等を待機させる場合は、速やかに連絡要員等の人数をHAP女満別空港事業所長に報告する。

(2) 関係機関は、航空機の運航再開時間、気象予報等の情報を入手した場合、速やかにHAP女満別空港事業所長に報告する。

(3) HAP女満別空港事業所長は、上記(1)、(2)の情報に基づき、基準の事象がなくなった場合には、東京航空局女満別空港出張所長と協議のうえ解除を決定し、速やかに関係機関へ連絡する。

4-4. 早期復旧計画

(1) 被害想定

- ・暴風雪により、空港アクセス道路が全て通行止め。
- ・大雪や暴風雪による視界不良等のため航空機の離着陸が出来ず、定期便が全て欠航
- ・公共交通機関である空港連絡バスが運休する。
- ・気象警報が引き続き発表されており、天候回復の見込みが無い。
- ・電力配電線の着雪や切断等で北海道電力から供給が停止
- ・通信線への着雪や切断等で通信回線が断絶
- ・雪害による携帯基地局の故障が発生し携帯回線が不通になる。
- ・滑走路、誘導路、エプロン等の空港基本施設及び無線施設等は積雪状態となり視界不良等により制限区域へ進入が不能となり、ランウェイチェック、SI、除雪作業ができなくなる。
- ・旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員が滞留者が発生する。

(2) 早期復旧

- ・天候回復後、約4時間以内(状況に応じて対処)に民間航空機の運航が可能になるように除雪作業や施設点検を実施する。
- ・今後、空港管理者及び関係機関と協議し、策定を検討

S-Plan (Specific-functional Plan: 機能別の喪失時対応計画)

4-5. 電力供給機能

(1) 被害想定

・暴風雪による配電線着雪等による電力会社側設備の故障により商用電力が供給停止し、女満別空港の電力供給が寸断される。

発生後、電力供給が停止し、自動的に非常電源設備に切り替えて送電される状況
商用電源の復電には、最大で5時間を想定

注)ただし女満別空港では、過去から暴風雪時に停電が発生した事象はない。

(2) 行動目標

- ・停電発生後、航空灯火発電機は自動で予備電源に切り替えが行われる。
- ・航空保安施設、ターミナルビル発電機も予備電源に切り替わる。(15秒以内)
- ・空港内施設の非常電源設備は下記の通り。

設備管理者	発電可能時間	主な電源供給先		
HAP女満別空港事業所	56時間	空港灯火施設	管理事務所内	電源局舎
東京航空局女満別空港出張所	72時間以上	航空保安施設全般	庁舎電気電灯	
空港ビル	10時間	ビル内各事務所	チケットカウンター	PBB
		1F、2Fロビー		その他

※非常時の空港ビル内の電源供給は、航空機の運航に最低限必要となる場所へ供給

また、ロビー等の照明は、間引き点灯(光量は通常とおり)

※空港消防詰所・車庫・除雪センター、駐車場については、非常用電源機の電力は供給されない。

<関係機関の役割分担>

機関名	事前の備え	発生後の対応
HAP女満別空港事業所	・航空灯火非常用電源設備の点検と燃料の確保	・A2-HQの設備、関係機関との体制構築 ・非常用電源設備(航空灯火) ・電力会社(北海道電力)との連絡(復旧見込み等)
東京航空局女満別空港出張所	・航空保安無線施設の非常用電源設備の点検と燃料の確保	・非常用電源設備の稼働(管制施設、航空保安無線施設)
エアライン(JAL、ANA)	・航空運航業務機器、無線の点検と燃料の確保	・非常用電源設備の稼働(管制施設、航空保安施設) ・運航業務機器の機能確保
女満別空港ビル(株)	・ターミナルビルの非常用電源設備の点検と燃料の確保	・非常用電源設備の稼働(ターミナルビルの機能維持)
電力会社	・電気設備の日常点検や雪害対策等	・設備被害の調査、状況確認 ・空港関係者との連絡 ・障害の早期復旧作業

電力供給機能2

<停電時:タイムテーブル>

	15分	30分	1時間	2時間	4時間	6時間	8時間	10時間	以上		
HAP 女満別空港事業所	非常用発電機設備運転					非常用電源					
女満別空港ビル(株)	ビル非常用発電機設備運転					非常用電源					
航空輸送事業者 (航空会社) (グランド・ハンドリング)	非常用発電機設備運転					非常用電源					
東京航空局 (CAB) 女満別空港事務所	ビル非常電機又はバックサバー等で 機器機能維持					非常用電源					
北海道電力(株)	調査・原因究明		修理・復旧対応			非常用電源					

4-6. 通信機能

(1) 被害想定

- ・公道に設備された架空通信線路等への着雪や断線、空港近隣携帯基地局の障害等により通信回路が途絶え、固定電話及び携帯電話(及びメール等)の通話が困難な状況となる。

(2) 行動目標

- ・暴風雪時、女満別空港内通信状態を確認するとともに、通信通常が発生している場合には、対策本部より当該通信事業者に対して復旧作業を要請。
- ・滞留者への情報共有を実施。
- ・通信事業者の対応等でターミナルビルに配備されている固定電話や携帯電話が順次回復。

<関係機関の役割分担>

機関名	事前の備え	発生後の対応
HAP 女満別空港事業所	・非常用電話回線の確保	・AP-HQの設置、関係機関との連絡体制 ・通信設備等被害の情報収集 ・通信事業者への要請(早期復旧等)
女満別空港ビル(株)	・旅客向けフリーWi-Fiの確認 ・緊急連絡体制確認	・ビル内通信被害の状況、復旧見通し等の確認 ・通信被害の復旧見通し等についての情報の周知
エアライン	・緊急連絡体制確認 ・旅行者への対応準備 ・外国人旅行者への対応準備(翻訳機の検討)	・旅客に通信被害の復旧見通し等の情報提供
各通信事業者	・通信設備の日常点検、雪害対策等	・通信設備被害の調査、被害状況確認 ・対策本部との連絡 ・早期復旧作業

<通信障害発生時:タイムテーブル>

	15分	30分	1時間	2時間	4時間	6時間	8時間	10時間以上
HAP 女満別空港事業所	・通信障害状況確認、対策本部へ報告 ・対策本部にて復旧見込確認 ・情報入手次第空港関係者に情報提供		通信復旧後本部へ報告					
女満別空港ビル(株)	・通信障害状況確認、対策本部へ報告 ・情報入手次第管内放送や管内刑事等でビル内に周知		通信復旧後本部へ報告					
航空輸送事業者(航空会社) (グラントハンドリング)	・通信障害状況確認、対策本部へ報告 ・情報入手次第管内放送やデジタルサイネージ等で待合乗客に周知		通信復旧後本部へ報告					
通信事業者(NTT等)	調査・原因究明		修理・復旧対応	通常通信サービス提供				

4-7. 上下水道機能

- ・暴風雪による上下水道機能が失われる可能性は低いと見積もられる。
- ・今後、各種災害により空港への上水供給機能が停止を想定し、行動目標や関係機関との役割分担を整理する。

4-8. ガス供給機能

- ・暴風雪時にプロパンガス停止等の障害が発生する可能性は低いと見積もられる。
- ・今後、各種災害により空港へのガス供給機能停止を想定し、行動目標や関係機関との役割分担を整理する。

4-9. 燃料供給機能

(1) 被害想定

- ・暴風雪により空港アクセス道路(国道・道道)が全て閉鎖され、外部からの燃料移送が不能となる。
また、停電が発生し非常用発電機が運転を開始して空港各所の燃料が消費。

(2) 行動目標

- ・空港アクセス道路が閉鎖される間、航空機、GSE車両への燃料供給が継続できるように必要な体制を整える。
- ・電力会社を送電するまでの時間(5時間を想定)、非常用電源を稼働させるために必要な燃料を確保する。
- ・航空機やGSE用燃料の備蓄について、今後、空港内事業者の個別BCPを確認し検討をおこなう。

(3) 役割分担

- ・重要施設への優先給油スキームについて、今後、空港管理者、関係機関との役割分担を整理する。

＜関係機関の役割分担＞

機関名	事前の備え	発生後の対応
HAP女満別空港 事業所	・航空灯火非常用電源燃料残量の確認と補給	・AP-HQの設置、関係機関との連絡体制構築 ・燃料供給事業者の備蓄燃料残量や被災状況に対する情報の収集・整理
女満別空港ビル(株)	・被災時の燃料調達計画想定	・ビル非常用電源確保のための燃料供給のための燃料補給調整
エアライン (ハンドリング)		・燃料供給事業者に対して、必要となる燃料供給量等の情報共有
燃料供給事業者	・給油施設の点検 ・給油施設の安全点検 ・停電時の給油機能確保	・必要となる航空機燃料、GSE車両用燃料の供給が継続出来る体制を確保
北海道電力(株)		・停電の早期復旧対応

4-10. 空港アクセス機能

(1) 被害想定

- ・暴風雪による、空港アクセス道路の閉鎖を想定。
天候が回復し道路除雪が終了してアクセス道路が開通するまで通行止めを想定。
各道路管理者からの道路閉鎖・開通情報を確認する。
- ・空港アクセス道路

道路管理者	路線名
網走開発建設部(国)	国道39号線 美幌バイパス(高速道)
網走建設管理部(道)	道道女満別空港線 道道小清水女満別線

(2) 行動目標

- ・今後、開通作業完了時間の把握について、道路管理者との連絡体制の構築を検討する。
アクセスバスの運行予定を収集し空港関係者に情報提供する
- ・空港アクセス事業者(バス会社)、各道路管理者との連絡体制を構築し、道路の閉鎖及び開通、アクセスバスの運行予定を収集し空港関係者に情報提供する。
- ・空港アクセス交通について、HAP本社総合対策本部へ支援を要請する。
- ・今後、フローコントロール要請手順について、東京航空局女満別空港出張所との調整を検討する。

<関係機関の役割分担>

機関名	事前の備え	発生後の対応
HAP女満別空港事業所	・アクセス事業者との連絡体制の構築 ・道路管理者(北海道開発局、網走建設管理部)との連絡体制の構築	・AP-HQの設置、関係機関との連絡 ・道路の雪害及び運行可否の情報収集 ・道路等の除排雪計画の情報及び通行止め解除等の情報を収集 ・アクセスバス運行可否に係る情報収集
女満別空港ビル(株)		・空港対策本部から情報を入手した場合はビル内滞留者に向けて掲示板等で提供する。
エアライン (JAL、ANA)		・航空チケットカウンターや出発空港、航空会社HP等で欠航、運航見通し等の情報提供 ・アクセスバスの情報を空港対策本部に提供したビル内館内放送で周知

5. 当該空港の利用状況や位置づけを踏まえ必要に応じて策定する計画

5-1. 非常時における発着調整計画

(1) 被害想定

暴風雪により基本施設、航空保安施設の機能喪失若しくは低下による発着能力低下や空港ターミナルビルの機能低下によるスポットの使用制限等により、発着回数の制限が必要となる。

(2) 行動目標

限りある発着枠を最大限有効活用するための意思決定を、公平かつ透明性の高い方法により迅速に行えるよう、非常時における発着調整を行うための体制を構築する。

1) 航空会社との調整事務局

航空会社との調整事務局は、「AP-HQ」事務局とする。

2) その他

発着調整については、空港ターミナルビルのチェックインカウンターやバスゲート等の混雑・混乱を回避するため、HAP女満別空港事業所を通じ、女満別空港ビル株式会社と連携して行う。

6. 外部機関との連携

【空港管理者】

① 主要道道64号女満別空港線取合部における除雪についての確認書

- ・確認書名【主要道道64号女満別空港線取合部における除雪についての確認書】

締結先【北海道エアポート(株)女満別空港事業所一オホーツク総合振興局網走建設管理部】

② 自然災害による飛行場閉鎖に関する申し合わせ

- ・申し合わせ名【自然災害による飛行場閉鎖に関する申し合わせ】

締結先【北海道エアポート(株)女満別空港事業所一東京航空局女満別空港出張所】

③ 航空保安無線施設の除雪に関する申し合わせ

- ・申し合わせ名【航空保安無線施設の除雪に関する申し合わせ】

締結先【北海道エアポート(株)女満別空港事業所一東京航空局女満別空港出張所】

④ 女満別空港の管理及び運用に関する実施細目

- ・実施細目名【女満別空港の管理及び運用に関する実施細目】

締結先【北海道エアポート(株)女満別空港事業所一東京航空局女満別空港出張所】

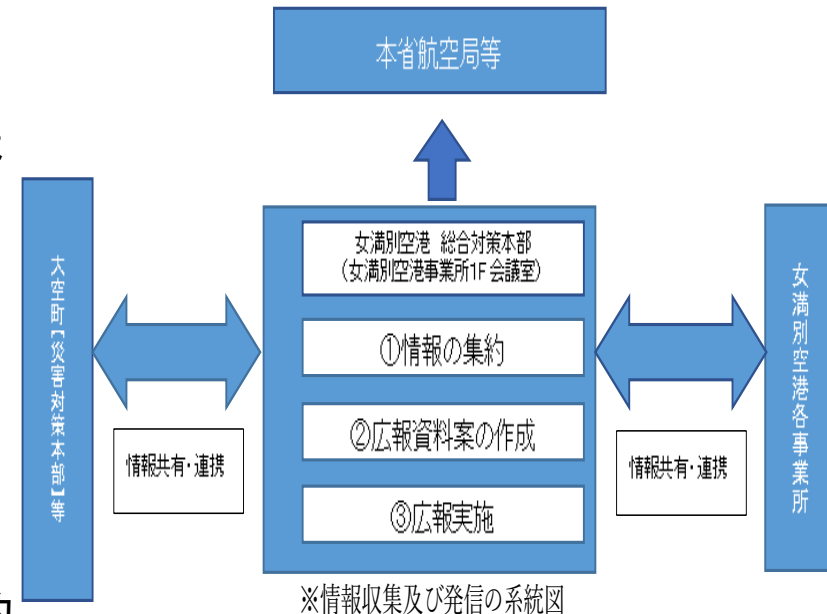
7. 情報発信

(1) 整理すべき情報と担当機関

- ・管理施設の被害及び復旧状況【HAP女満別空港事業所、女満別空港ビル(株)等】
- ・空港内の滞留者の状況【女満別空港ビル(株)】
- ・地震等の自然災害の状況【北海道気象技術センター女満別航空気象観測所】
- ・民間航空機の運航計画及び運航状況【日本航空(株)、全日本空輸(株)、(株)AIRDO】
- ・旅客ターミナルビルや駐車場の運用状況【女満別空港ビル(株)】
- ・空港アクセスの運行状況【空港アクセス事業者】
- ・空港周辺の道路状況【道路管理者・北海道警察】

(2) 情報の集約と発信

- ① 上記(1)で整理された情報について、「AP-HQ」で集約
- ② 集約した情報を「AP-HQ」の各構成員に提供
 なお、その情報は現場の担当レベルまで正確に共有、併せて、本省航空局災害対策本部(総務課危機管理室)等に対しても上記情報を提供
- ③「AP-HQ」が関係機関と調整の上、報道機関等の外部機関に提供する資料を作成し、情報を発信、併せて情報の提供が必要とされる担当機関はWebサイト及びSNSに同じ情報を掲載
- ④滞留者に対しても、女満別空港ビル(株)が情報を提供
- ⑤空港アクセスが機能しない場合など滞留者の増加を防ぐための方策等としても活用する



8. 訓練計画

(1) 訓練の実施

- ① 「AP-HQ」主催の訓練を年1回(基準)に 行う。
- ② 訓練の企画・立案はHAP女満別空港事業所が行う。
- ③ 訓練の実施後、アンケート調査を実施し、参加機関から改善点及び提案等を募る。
- ④ 訓練の結果等を踏まえ、必要に応じてA2-BCPの改訂を行う。

(2) 日常点検の実施

- ① HAP女満別空港事業所、女満別空港ビル(株)、東京航空局女満別空港出張所は、非常用電源設備について、月に1回、稼働確認を行う。
- ② HAP女満別空港事業所、女満別空港ビル(株)、東京航空局女満別空港出張所は、1年に1回、法定点検を必要としない非常用機器の動作確認を行う。

(3) 会議の実施

「AP-HQ」の本部長は、本計画の見直し、訓練計画の決定など必要に応じて「AP-HQ」の構成員を招集し、会議を行う。

9. 各施設の担当部署と技術者の配置状況

(1) 各施設の担当部署と技術者の配置状況

① 基本施設

HAP女満別空港事業所【技術者1名(土木2名)】

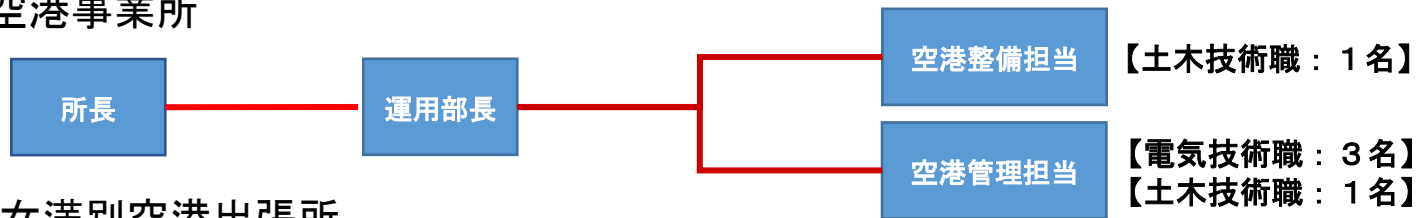
② 航空灯火施設

HAP女満別空港事業所【技術者1名(電気3名)】

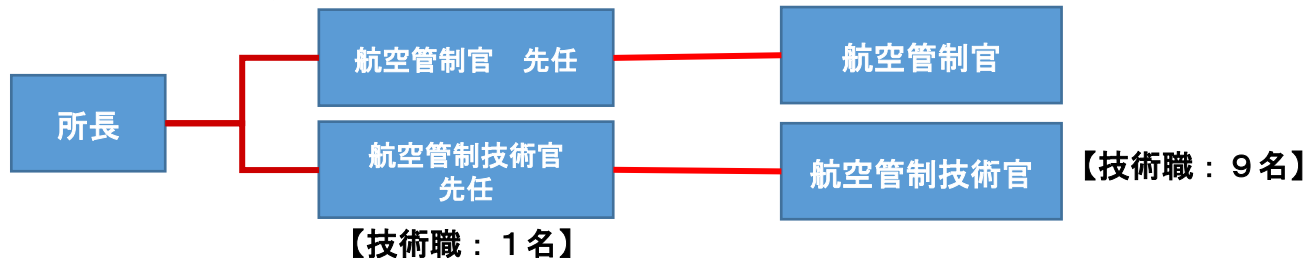
③ 航空保安無線施設

東京航空局女満別空港出張所【技術者1名(航空管制技術官10名)】

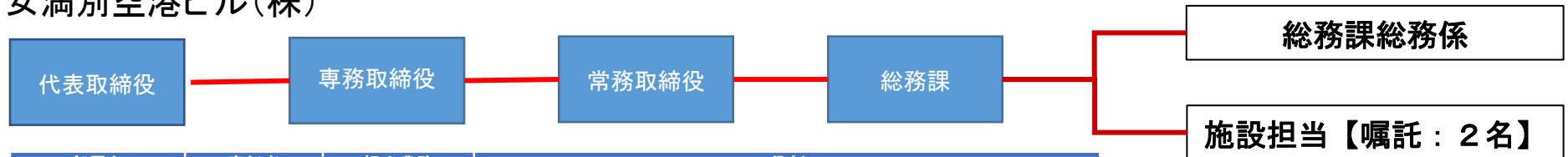
(2) HAP女満別空港事業所



(3) 東京航空局女満別空港出張所



(4) 女満別空港ビル(株)



部署名	責任者	担当業務	役割
総務課	総務課長	情報収集担当 避難誘導担当 庶務担当 応急処理担当	<ul style="list-style-type: none"> 入居者からの情報収集及び支援要請等の対応、情報収集 空港利用者への情報提供、避難誘導等 社員の安否確認、人員調整、情報収集、情報機関への対応 施設整備の緊急点検及び被害情報の確認、被害拡大防止措置、被害施設等の維持管理、ライフライン業者との連携